

第3次おばま 男女共同参画プラン

概要版



みんなで支え合い、
誰もがいきいきと活躍できるまち おばま

令和3年3月
福井県 小浜市

I “男女共同参画社会”ってなんだろう

「男女共同参画社会」とは、

- 性別に関係なく、誰もが対等な社会の一員として認められ、
- 誰もが社会のいろいろな分野で活躍できて、
- 誰もが政治的、経済的、社会的、さらに文化的な利益を平等に受け取ることができ、
- 誰もが社会に対して責任を分かち合う
…そんな社会のことをいいます。

小浜市では、平成14年に「小浜市男女共同参画推進条例」を制定し、さらに「御食国若狭おばま男女共同参画プラン」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな施策を実施してきました。

「御食国若狭おばま男女共同参画プラン」は改定を重ね、このほど「第3次おばま男女共同参画プラン」を策定しました。

II 小浜市の現状と課題

小浜市では男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みを行ってきましたが、いまだ、次のような現状や課題がみられます。

- 「男は仕事、女は家庭」といった、性別による固定的な役割分担意識がまだ残っている。
- 市の管理職や審議会の委員などで、女性が占める割合が2割台にとどまっている。
- 家事や子育て、介護など多くの場面で、女性に負担が偏っている。
- 家庭だけで子育てや介護等を担うことが困難になってきており、地域社会全体で子育てや介護等を支援するしくみづくりが重要となっている。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、家事等における男性の参加促進が重要となっている。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）等あらゆる暴力の根絶に向け、相談支援体制の充実が重要となっている。
- 災害時に備え、防災計画の検討・立案の場への女性の参画促進、男女共同参画の視点に立った防災体制の整備が重要となっている。



こうした状況を踏まえ、「第3次おばま男女共同参画プラン」では、さまざまな取り組みを推進して、男女共同参画社会の実現をめざします。

Ⅲ 「第3次おばま男女共同参画プラン」について

1. プランの位置付け

このプランは、以下の計画を一体のものとして策定しました。

- 「男女共同参画社会基本法」に定める市町村男女共同参画計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に定める市町村基本計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定める市町村推進計画

策定にあたっては、本市の最上位計画である「小浜市総合計画」をはじめ、関連する他の計画との整合を図りました。

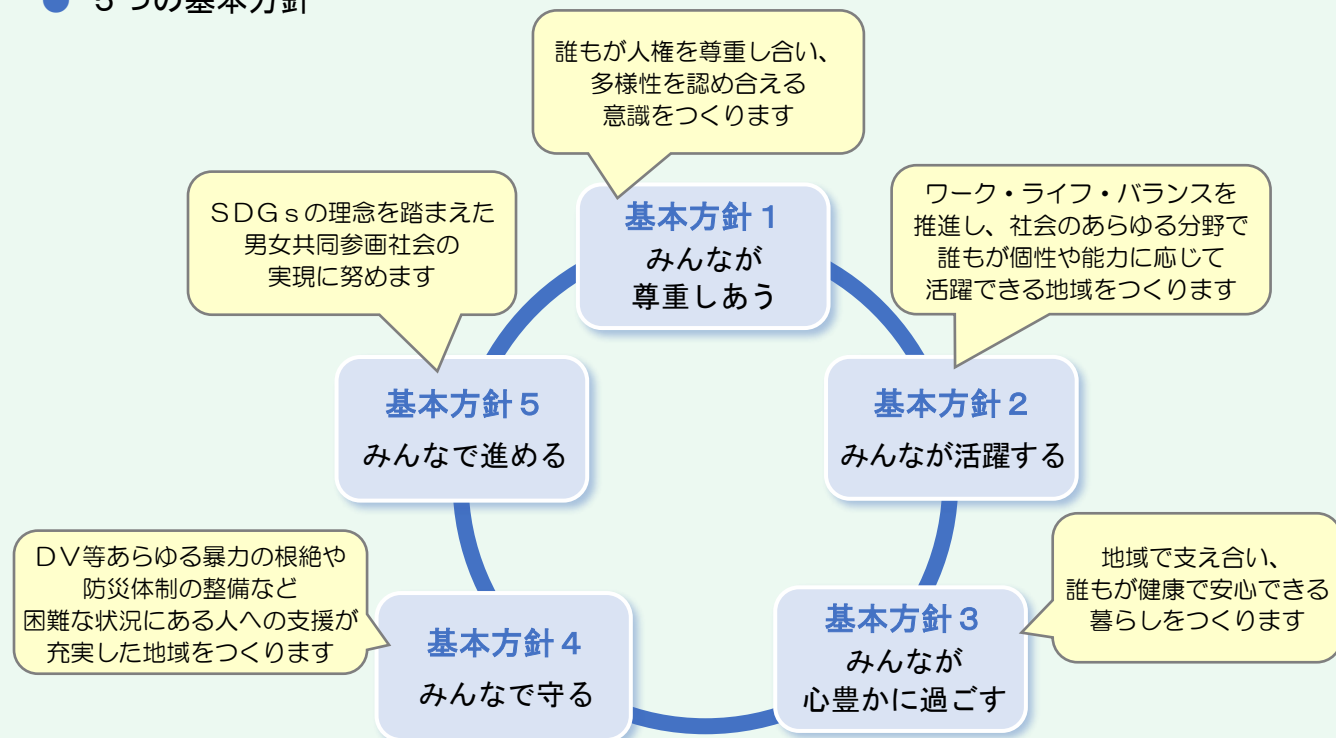
2. プランのめざす方向

このプランは、5つの基本方針に基づき、性別にかかわらず誰もが活躍できる小浜市の実現をめざします。

このプランが
めざす方向

みんなで支え合い、
誰もがいきいきと活躍できるまち おばま

● 5つの基本方針



IV 具体的施策

基本方針

1 みんなが尊重しあう

(1) 家庭・地域での慣習の見直し・意識の改革

施策の方向

- ①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ②意識改革のための広報・啓発活動の展開
- ③人権に関する相談窓口の充実
- ④男女共同参画にかかわる情報の収集・提供
- ⑤男性の男女共同参画の意識啓発

職場・家庭・地域などにおける性別による固定的な役割分担について見直しを進めるとともに、男女共同参画の意識醸成に向けた啓発・相談・情報提供などを行います。

(2) 多様性についての理解促進

施策の方向

- ①多様性を理解する教育・学習の推進
- ②多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実



学校教育や生涯学習などを通じて、男女共同参画の意識や互いを尊重し合う気運の醸成を図り、多様性が尊重される地域社会づくりをめざします。

(3) 情報における人権の尊重

施策の方向

- ①メディアリテラシーの重要性の啓発と有害図書などの規制
- ②市の情報発信における男女共同参画の視点に立った適切な表現の促進

インターネット等の情報通信手段やパソコン・スマートフォンなどの情報通信機器の発達・普及により、誰もが容易に情報に触れやすい環境となっています。このため、メディアリテラシー（情報を正しく判断して活用する能力）の向上に向けた教育を推進します。

また、市の情報発信において男女共同参画の視点から適切な内容・表現となるよう、点検を行います。

2 みんなが活躍する

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

施策の方向

- ①市の政策・方針決定過程への女性の参画推進
- ②企業、教育機関、その他各種機関・団体などにおける女性参画の促進
- ③調査の実施および情報の提供

市の審議会・委員会等において女性委員の登用を進めるとともに、地域の事業所や団体等においても女性の登用が促進されるよう、啓発や情報提供を行います。

(2) 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向

- ①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ②妊娠・出産期における母子保健対策の推進
- ③女性の就業への援助などの拡充
- ④多様な働き方ができる就業環境の整備
- ⑤働く場における女性の活躍推進
- ⑥農林水産業・自営業における女性の活躍推進



職場での男女共同参画の促進に向けて事業所等への啓発を行うとともに、パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントなどの防止を図るなどの取組みにより、誰もが安心して活躍できる職場環境づくりを推進します。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進と地域・家庭における男女共同参画の推進

施策の方向

- ①家庭における家事・育児・介護などの男女共同参画の促進（男性参画促進）
- ②地域における女性の活躍推進
- ③地域社会で支える子育ての環境整備
- ④職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑤ひとり親世帯に対する支援の充実



誰もが家庭や地域活動、仕事などに無理なくバランスよく参画できるようワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、働きながら安心して子育てができる環境の整備を推進します。

3 みんなが心豊かに過ごす

(1) ともに思いやる健康づくり

施策の方向

- ①「食のまちづくり条例」に基づく食のまちづくりの推進
- ②生涯を通じた健康の保持増進対策の推進
- ③健康をおびやかす問題についての対策の推進
- ④妊娠・出産期における母子保健対策の推進



生涯を通じた健康づくりのため、男女共同参画の視点に基づく健康増進策を推進するとともに、食を通じた健康づくりや疾病予防など、正しい知識の普及を図ります。

(2) 高齢者や障がい者、外国人などの暮らしを地域で支えるしくみづくり

施策の方向

- ①高齢者や障がい者の社会参画の促進
- ②高齢者や障がい者の自立した生活の支援
- ③国際的交流と国際理解の推進
- ④多様な性のあり方を尊重する意識づくり

高齢者や障がい者、外国人などが安心して生活できるよう、地域で支え合う取組みを推進します。

4 みんなで守る

(1) DV等の防止に向けた支援体制の充実

施策の方向

- ①人権意識の高揚に向けた広報・啓発活動の充実
- ②関係機関などとの連携による早期発見・支援への取組推進
- ③暴力を根絶するための基盤づくりおよび対策の推進
- ④相談や支援に関する情報提供の充実
- ⑤関係機関との連携による相談体制の強化
- ⑥被害者の安全確保と自立のための安全と住宅確保の支援
- ⑦被害者の生活支援、経済的自立の支援

DVやハラスメントは重大な人権侵害であるとの意識醸成に向けた教育を推進するとともに、被害者に対する相談・支援策の推進を図ります。

(2) 男女共同参画の視点による防災体制の整備

施策の方向

- ① 自主防災組織などにおける男女共同参画の推進
- ② 男女共同参画の視点による防災体制の整備

自主防災組織などにおける男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画の視点に基づく避難所の環境整備などを推進します。

基本方針

5 みんなで進める

(1) 推進体制の整備・充実

施策の方向

- ① 地域および事業所における組織・機能強化
- ② 本部の機構の組織・機能強化
- ③ 広報などによる男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成
- ④ SDGsの理念を踏まえた男女共同参画の推進

主として市内において、男女共同参画推進の核となる組織や体制を整備し、その機能強化を図ります。

また、国際的な取組みであり男女共同参画も重要な視点のひとつとして位置付けられているSDGs（持続可能な開発目標）などの国際的な動向も踏まえて、取組みを推進します。

(2) 進捗状況の検証

施策の方向

- ① 情報の提供、調査研究
- ② 各種団体、市民の理解を深めるための取組みの強化
- ③ 男女共同参画社会形成の促進に関する施策の実施状況の検証

計画・施策が円滑に推進され、実効性のあるものとなるよう、男女共同参画の調査研究を継続的に行うとともに、本プランや男女共同参画の進捗状況を定期的に検証します。



V プランの指標・目標

このプランの進捗状況を継続的・数値的に把握・検証するため、以下の数値目標を定め、施策の推進に当たります。

指標・目標	基準値 (現状値) 令和2年度	目標値 令和7年度
「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識に否定的な人の割合	62.0%	70%
家庭生活上で男女平等になっていると思う人の割合	27.7%	50%
地域社会で男女平等になっていると思う人の割合	25.9%	50%
学校教育の場で男女平等になっていると思う人の割合	57.1%	60%
市の審議会・委員会などでの女性の参画率	27.9%	40%
市役所の管理職における女性の割合	21.1%	25%
職場で男女平等になっていると思う人の割合	26.7%	50%
ハラスメント防止対策をしている事業所の割合	62.3%	70%
食育に関心を持ち重要性を認識している市民の割合	74.9%	100%
がん検診受診率（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん）	38.2% (令和元年度)	50%
特定健康診査受診率（40歳以上の国民健康保険被保険者のうち、特定健康診査を受診した人の割合）	37.7% (令和元年度)	60%
多様な性（LGBT）の言葉の認知度（言葉も意味も知っている）	63.1%	70%
女性の防災士資格取得者数	18人 (令和2年4月1日現在)	33人
SDGsの言葉の認知度（言葉も意味も知っている）	15.7%	50%

困ったとき、悩んだときはこちら — 相談窓口一覧 —



小浜市DV相談専用電話	0770-53-1755
小浜市 企画部 市民協働課	0770-53-1111
嶺南振興局 若狭健康福祉センター（配偶者暴力被害者支援センター）	0770-52-1300
児童相談所虐待対応ダイヤル（全国共通）	189（いちはやく）

DV
相談ナビ

は れ れ ば
8 0 0 8

相手といると、怖いと感じたり緊張したりしていませんか？

暴力は次第にエスカレートして、被害が深刻になることがあります。相手との関係が「つらい」「なにかがおかしい」と感じていたら、一度ご相談ください。（発信場所から最寄りの相談窓口につながります）